

安否不明者・死者の氏名公表と報道

共同通信気象・災害取材チーム
所澤新一郎

災対法に基づく国の防災基本計画

▼「人的被害の数については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする」。氏名を出すかどうかの規定はない

▼これまで内閣府防災、総務省消防庁は「自治体の判断に委ねる」との立場

2003個人情報保護法成立

- 2004スマトラ島沖地震
- 日本の外務省が邦人犠牲者の氏名公表に極めて消極的
- このころまで問題の源流は遡る

微妙に違う？定義

【内閣府の指針】

▼「安否不明者」とは、行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者）となる疑いのある者をいう。

【愛知県資料】

▼安否不明者：当人と連絡が取れず安否がわからない者

▼行方不明者：災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

▼死者：災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者

非公表の自治体増える

▼【安否不明者】【死者】の氏名とも、「プライバシー」「個人情報保護」を理由とする非公表事例が増えた

▼【死者】の氏名では「遺族の同意必要」を公表の条件とする県が増えた

▼「過剰報道」という世論の高まりも反映か
自治体幹部「公表したら、あんたら行くでしょ」

2019台風19号：死者の氏名

▼2019台風19号⇒13都県のうち氏名公表は4県
⇒100人以上の犠牲者で氏名公表は約30人

▼非公表の理由

「個人情報」「プライバシー」「遺族の同意必要」

▼強まった報道の危機感

安否不明者氏名「公表しない」

- 2014 御嶽山噴火で長野県
 - 2015 関東・東北豪雨で茨城県常総市
 - 2018 西日本豪雨号で愛媛県
- (理由)
- 個人情報公表できない
 - プライバシー配慮

安否不明者氏名「公表」

- 2013 伊豆大島土砂災害で大島町
- 2018 西日本豪雨で岡山県
- 2021 熱海土石流で静岡県

(理由)

- 氏名公表により、不明者の情報が寄せられ、数が激減
- 搜索範囲を絞り込める、搜索活動に役立つ

2021・7熱海土石流



【安否不明者】 内閣府が 3 月に指針

- 人命第一の観点から、公益性及び緊急性に鑑み、安否不明者の氏名等の公表を行うことができる
- 安否不明者の氏名等の公表にあたり、地方公共団体に よっては家族の同意を条件としていたが、同意の取得 は不要である。家族の同意の有無を確認することなく、速やかに公表すべきである

内閣府指針に対する日本新聞協会見解

安否不明者をめぐる情報流通が不十分なまま救助活動が遅れ、人命が失われる損失は計り知れず、指針案の記述は評価できる。指針に沿った対応を自治体に強く呼びかけ、迅速な公表を通じて救助活動のスピードアップを図るよう求める。氏名公表がいたずらに遅れることのないよう、自治体に対し十分な備えを講じるよう徹底してほしい

死者の氏名公表問題は？

内閣府「個人情報保護の検討対象は生存者。死者は扱わない」

⇒ 自治体の判断に委ねられたまま

死者氏名公表と「遺族の同意」

▼2020熊本豪雨⇒警察が遺族の同意を得て65人の名前公表

▼遺族とは誰か？

▼遺族にどう切り出すかにも左右される

2018北海道地震：厚真町は死者の氏名公表



内閣府指針に対する日本新聞協会見解

死者の情報も公共的な関心事であり、公表の有無が引き続き各自治体の判断に委ねられれば、国民に資する情報流通が阻害されかねない結果となることを危惧する。指針はもっぱら災害対応における個人情報保護法順守の観点から記述されているが、公共的な情報流通の価値を踏まえ、人的被害についても報道機関に対して迅速・詳細な情報提供が行われるよう、貴府においてはさらに取り組みを進めるよう求める。

関東大震災100年：旧横浜地方裁判所



慰靈碑：100人の殉難者氏名



名前刻んだ銘板：故人との対話



まとめ

- 安否不明者氏名は「原則公表」の方向性
- 死者の問題は継続、自治体の対応は？
- 過剰報道批判は真摯に受け止める必要
- 死者氏名公表の議論深めたい